

地方創生テレワーク推進運動 Action 宣言について

令和3年9月17日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進室

1 趣旨及び概要

＜地方創生テレワークとは＞

地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワークであり、地方の活性化に貢献するものです。

＜地方創生テレワーク推進運動とは＞

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京都 23 区で5割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住や、兼業・副業、ワークライフバランス充実への関心の高まりが見られるなど、テレワークに関する企業の取組が進展するとともに、国民の意識・行動も変容が生じています。

「地方創生テレワーク」推進運動は、この機運を逃すことなく、会社を辞めずに地方に移り住む「転職なき移住」、ワーケーションなどによる「関係人口の増加」、東京圏企業による「地方サテライトオフィスの設置」など、「都市部から地方への人の流れ」を加速させ、「人口の流出防止」、「地方での雇用」、「新規ビジネスの創出」など、多様な形で地方の活性化に貢献可能な地方創生テレワークについて、企業・団体等にその趣旨に賛同いただき、官民一体で推進する運動です。

＜地方創生テレワーク推進運動 Action 宣言について＞

地方創生テレワーク推進運動の趣旨に賛同いただいた企業・団体等が当運動に「参加」するために実施いただくもので、取組方針等の必須項目へ合意のうえ具体的な取組内容を宣言いただきます。

内閣府のウェブサイトで宣言企業・団体等を公表し、地方創生テレワークに取組む企業・団体等の「見える化」を図ることで、広く価値観が共有されることを目指します。

＜地方創生テレワーク推進運動 Action 宣言 実施のメリット＞

- ・ウェブサイト上で、「地方創生テレワーク推進運動 Action 宣言」の実践企業・団体として自社PRが可能です。
- ・自社PRに実践企業・団体専用のロゴマークの使用が可能です。
- ・「従業員のエンゲージメント向上と採用力強化」、「人材採用における人材会社からの優遇措置」、「株式市場（投資家）や採用市場（優秀な人材）に向けた企業ブランディング・PR」等のメリットが期待できます。
- ・宣言いただいた取組は、今後創設予定の表彰制度の表彰候補となります（別途エントリー要）。

2 宣言の実施方法等

＜Action 宣言の実施方法＞

ウェブサイト上の提出フォームより、下記の手順にて Action 宣言を提出してください。提出いただいた内容を運営事務局にて確認後、受付完了となります。受付完了後、ご登録のメールアドレスへ完了のご連絡をさせていただきます。

なお、原則、各月末までの受付完了分について、翌月中にウェブサイト上の宣言企業リストに宣言内容を掲載いたします。

■ステップ1 企業・担当者情報の入力

■ステップ2 必須項目への合意

必須項目①【取組方針】

- (1) 地方創生テレワークの必要性・メリットを企業のトップや経営層が理解のうえ、取組を推進します。
- (2) 地方創生テレワークに取組むための体制や取組方針等を整備し、企業のトップや経営層のコミットメントの下、社内での価値観の共有に取組みます。

必須項目②【取組に向けた諸制度整備】

地方創生テレワークの推進に当たり、関連するガイドラインやチェックリスト、マニュアル等を参照し、諸制度の整備に努めます。

必須項目③【法令遵守】

地方創生テレワークの推進に当たり、コンプライアンスの遵守に努めます。

■ステップ3 地方創生テレワークの取組項目の選択

- (1) 既に取り組んでいる項目、(2) 今後取組意向のある項目を、それぞれ選択してください。

■ステップ4 取組内容の宣言(自由記述 300字以内)

ステップ3で選択した項目について、具体的な取組内容を宣言ください。

■ステップ5 宣言内容への合意(以下にチェック)

「当社(当団体)は、地方創生テレワーク推進運動の趣旨に賛同し、以上のとおり取組むことを宣言します。」

■ステップ6 提出

<宣言内容の公表について>

運営事務局による公表の他、Action 宣言いただいた内容について、自社 HP、会社案内、CSR レポート等で公表いただくことを推奨しております。

<フォローアップ活動について>

上記に加え、Action 宣言の定期的なフォローアップの実施及びその内容について、自社 HP、会社案内、CSR レポート等で公表いただくことを推奨しております。

※Action 宣言を実施いただいた企業・団体様へ、宣言後調査及び取組状況の確認のため、必要に応じアンケートを送付させていただきます。回答にご協力を頂けますようよろしくお願いいたします。

3 留意事項等

<実施期間について>

当運動は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」期間(令和6年度末)の最終日までを当面の実施期間とします。

<その他留意事項>

ウェブサイト掲載後に、以下に該当することが判明した場合は、その時点で、同ウェブサイトへの掲載を取りやめます。

- (1) 宣言内容が明らかに履行されていないと認められる場合
- (2) 反社会的勢力と関係を有する場合
- (3) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) その他運営事務局が適当と認めない場合

※ウェブサイト掲載時あるいは掲載後に、必要に応じてヒアリングをお願いすることがあります。ヒアリングの結果は、運営事務局のウェブサイト掲載判断の参考といたします。